

任意継続被保険者資格取得申請について

神奈川県機器健康保険組合

1. 任意継続被保険者となるための条件及び期間

退職により被保険者資格を喪失する以前に、連続して2ヵ月以上の機器健保加入期間があることが必要です。継続期間は、最長で2年間です。

2. 資格を取得するための手続き

退職後20日以内に、必要書類を機器健保へ届け出てください。なお、郵送での手続きをご希望の場合は、下記①～④の書類と初回分の保険料（月がまたがった場合は、2ヵ月分）を現金書留にて送付ください。

- ※ 必要書類
- ① 健康保険任意継続被保険者資格取得申請書（要記入捺印）
 - ② 初回分の保険料（月がまたがった場合は、2ヵ月分）※初回分保険料と合わせて前納保険料も一緒に収めていただくことも可能です。
 - ③ 住所の確認できる書類（例 運転免許証の写し、公共料金の領収書の写し、住民票 等）
 - ④ 被扶養者がいる場合の添付書類：下記3. 申請上の注意点2)をご覧ください。なお、不明な点は健保組合までご連絡ください。

3. 申請上の注意点

1) 被保険者の申請

記号・番号欄は在職中の被保険者証に印字のあったものです。また、申請者の現住所欄は、保険料の納付書の送付先です。なお携帯電話の記入欄は、お持ちの方で当組合からご連絡させていただいて差し支えない場合にご記入ください。

また、納付方法選択区分欄には、希望される保険料の納付方法（毎月・半期前納・年度前納）のいずれかを○で囲んでください。前納で納付する場合は割引があります。納付期限が土・日の場合、前納での納付ができない場合もありますので、希望される方は必ず事前にお申し出ください。

2) 被扶養者の申請

在職中に被扶養者がいる場合は、申請時に確認させていただきます。健康保険の被扶養者になれる範囲の方は「主として被保険者によって生計を維持されていること」が原則です。場合によっては、被扶養者から削除させていただくこともございますのでご注意ください。

扶養している家族がある場合は、その方の収入が証明できる書類を必ず添付願います。

配偶者 収入がない場合 非課税証明書

収入がある場合 年金受給通知書の写し、給与明細書写し（直近3ヵ月分）、源泉徴収票の写し等

16歳以上のお子さんで学生の場合、学生証の写しもしくは在学証明書を添付ください。

3) 給付金振込口座

給付金振込口座は、申請者名義の口座でお願いします。口座名義名は、カタカナでお名前をご記入ください。

※ご不明な点や詳細につきましては、当組合までお問い合わせください。 TEL 045(641)7713